

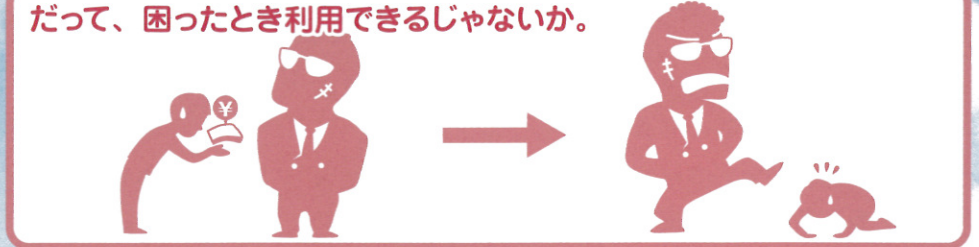
新潟市暴力団排除条例

平成25年4月1日施行

今さら、断ることなんて…
できない。



だって、困ったとき利用できるじゃないか。



誠意って…。何回みせるの…。



格好いいかも。



渡した金はどうなるの？

でも…
別の犯罪に使われないの？

青少年が
組員になることって…

自分だけのことじゃない。これからの新潟市、子供たちに引き継いでゆく地域、家族…。
みんなのために…。

ひとりじゃない！みんなで団結！！



基本理念

■暴力団を利用しない！ ■暴力団に資金を提供しない！ ■暴力団を恐れない！

市

市民等

責務

- ◆関係機関等と連携を図り、暴力団排除に関する施策を総合的に推進します。
- ◆市民等が暴力団排除活動に取り組むことができるよう、情報の提供等の支援、啓発活動を行います。

- ◆暴力団排除活動に取り組みましょう。
- ◆市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めましょう。

利益を与えない取組み

- ◆暴力団と契約しません。
- ◆市の施設を暴力団に管理させません。
- ◆市の施設を暴力団の利益となる行事には使わせません。

- ◆暴力団の威力を利用してはなりません。
- ◆暴力団に対して利益の供与をしてはなりません。

青少年に対して

- ◆青少年に対し、暴力団に加入せず、暴力団による被害を受けないよう教育を行います。

- ◆青少年に対し、暴力団に加入せず、暴力団による被害を受けないよう、指導等を行うよう努めましょう。

効果的な推進のために

- ◆暴力団排除を効果的に推進するため、暴力団排除に資する情報を得たときは、新潟県に情報提供します。

- ◆暴力団排除に資する情報を得たときは、新潟市又は新潟県に情報提供するよう努めましょう。

※大切な公金を暴力団の資金とさせないため、公の施設を暴力団の利益となる行事に利用させないため、市は次のことを行う場合があります。

- 暴力団等に該当しないことを誓約する『誓約書』の徴収。
- 誓約書等をもとに、暴力団等であるかどうかについての、警察への照会。

新潟市暴力団排除条例に関する問い合わせ

新潟市市民生活部
市民生活課 安心・安全推進室

電話 025-226-1110 (直通)

Eメール shiminseikatsu@city.niigata.lg.jp

暴力団に関する相談窓口

新潟県警察本部組織犯罪対策第二課

電話 025-285-0110

新潟県暴力追放運動推進センター

電話 025-281-8930